

## 簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式に係る手続開始の公示

(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本業務は、参加表明書及び技術提案書を同時に提出するものである。

令和7年4月2日（水）

支出負担行為担当官

関東地方整備局長

### 1. 業務概要

(1) 業務名 R 6 自動運転実証検討業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

(2) 業務内容

本業務は、レベル4自動運転サービスの実現に向けた路側センサの技術基準の作成に必要な、「路車協調システム実証実験」を実施するものである。

(3) 履行期間 履行期間は、以下のとおり予定している。

令和7年7月（上旬）から令和8年3月（下旬）まで

(4) その他

1) 参加要件等

本業務における参加要件等は以下のとおりである。

・業務実績

業務 : I T S、自動運転、交通量計測設備のいずれかに関する業務

2) 試行に関する事項

業務説明書（共通事項）による。業務個別に適用される試行は無い。

### 2. 参加資格

(1) 技術提案書の提出者

1) 基本的要件

ア) 単体企業

a) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

b) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

c) 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。

d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

e) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 b）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

イ) 設計共同体

上記 ア) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であつて、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年4月2日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長からR 6 自動運転実証検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。

- 2) 資本関係又は人的関係  
技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（業務説明書（共通事項）参照）
3. 技術提案書の提出者に要求される資格要件  
技術提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。  
 (1) 参加表明者の業務実績  
 (2) 配置予定技術者の資格及び業務実績、手持ち業務の状況  
 (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）
4. 技術提案書を特定するための評価基準  
 (1) 配置予定技術者の経験及び能力  
継続教育取組実績、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、優良表彰  
 (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他  
業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性、その他代替案や重要事項の指摘  
 (3) 特定テーマに関する技術提案
5. 手続等  
 (1) 担当部局（説明書の交付場所、参加表明書及び技術提案書の提出場所）  
国土交通省関東地方整備局 総務部契約課工事契約調整係  
TEL 048-601-3151（代）  
電子メール ktr-kt2140e@gxb.mlit.go.jp  
 (2) 説明書の交付期間等  
交付期間：令和7年4月2日（水）から令和7年5月2日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、電子入札システムの場合は電子入札システムの受付時間内（9時00分から17時00分まで）。ただし最終日は15時00分まで。  
交付方法：電子入札システムにより交付する。  
 (3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限等  
提出期限：令和7年5月2日（金）15時00分  
提出方法：電子入札システムにより提出すること。
6. その他  
 (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
 (2) 契約保証金 免除。  
 (3) 契約書作成の要否 要。  
 (4) 関連業務を随意契約する予定の有無 無。  
 (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。  
 (6) 参加資格の認定  
2. (1) 1) ア) b) に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も5. (3) により参加表明書及び技術提案書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定されるためには、選定通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。  
なお、2. (1) 1) イ) に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者は、選定通知の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。  
但し、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、選定通知の日とする。  
 (7) その他 詳細は業務説明書（共通事項）及び（個別）による。

## 競争参加者の資格に関する公示

R 6 自動運転実証検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和7年4月2日

関東地方整備局長 岩崎 福久

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

R 6 自動運転実証検討業務

#### (2) 業務内容

・計画準備 一式

・現地踏査 一式

・実証実験 一式

・検討結果とりまとめ整理 一式

・報告書作成 一式

・（上記の各業務を細分化し、複数の構成員が調査箇所エリア等で分担してはならない。）

#### (3) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

令和7年7月（上旬）から令和8年3月（下旬）まで

### 2 申請の時期

令和7年4月2日から令和7年4月17日まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。）。

なお、令和7年4月18日以降当該業務に係る選定通知の時まで（休日を除く。）においても、隨時、申請を受け付けるが、当該通知の時までに審査が終了せず、選定通知を受けられないことがある。

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、関東地方整備局ホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp>）から入手するものとする。

#### (2) 申請書の提出方法及び提出先

申請者は、申請書にR 6 自動運転実証検討業務設計共同体協定書（4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、電子メール（着信確認を行うこと。）により提出すること。

提出先 関東地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係

電話 048-601-3151（代）

電子メール送付先 ktr-sekkei-kyodotai@mlit.go.jp

#### (3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

### 4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年10月1日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和6年10月1日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

#### (1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- ② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- ④ 令和6年10月1日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、R 6 自動運転実証検討業務設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、R 6 自動運転実証検討業務設計共同体協定書において明らかであること。
- ③ 1 (2)の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、R 6 自動運転実証検討業務設計共同体協定書第8条第1項に明示すること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、R 6 自動運転実証検討業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い  
4 (1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4 (1)②の認定を受けていない構成員が4 (1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4 (1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る選定通知の時までに4 (1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

6 の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

- (1) 設計共同体の名称は、「R 6 自動運転実証検討業務△△・××設計共同体」とする。
- (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、選定通知の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和7年4月2日付け支出負担行為担当官 関東地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。